

「法人企業統計調査」の標本抽出方法等を変更します

財務省で実施している「法人企業統計調査」について、平成21年4－6月期調査（平成21年9月公表）から、「金融業、保険業以外の業種」においてこれまで資本金額が大きいほど選ばれやすくなっていた資本金1億円～5億円階層の抽出方法を改良するなど、標本抽出方法の変更等を順次実施します。これにより、統計の推計精度の向上に資するものと考えています。

また、業種分類を、平成21年4－6月期調査から、改定「日本標準産業分類」に準拠して改定します。

1. 調査の概要

「法人企業統計調査」（以下「本調査」という）は、わが国における法人の企業活動の実態を明らかにすることを目的として、法人の資産、負債及び純資産の状況並びに収益の動向等を調査しています（昭和23年調査開始）。

2. 本調査の現状と検討事項

これまで、全数調査以外の資本金階層では、毎年4月に全ての標本（調査対象となる法人）の入れ替え（サンプル替え）を行ってきました。

今般、統計の推計精度を向上させ、また、調査結果を年度間でより円滑に接続させるよう、標本抽出方法を下記のように変更することとしました。

3. 主な変更点とその効果

- (1) 「金融業、保険業以外の業種」の資本金1億円～10億円階層の標本抽出方法に関し、①1億円～5億円階層の抽出方法を改良し、②5億円～10億円階層を全数調査の対象とします。
 - (2) 全数調査以外の階層（「金融業、保険業以外の業種」の5億円未満、及び「金融業、保険業」の1億円未満の階層）について、ローテーション・サンプリング手法（標本を半数ずつ入れ替える手法）を導入します。
- 以上の変更を実施することにより、統計の推計精度の向上に資するものと考えています。

4. その他

平成20年4月1日から改定「日本標準産業分類」（平成19年11月6日総務省告示第618号）が施行されたことから、本調査の業種分類についてもこれに準拠して、平成21年4－6月期調査から改定します。

【添付資料】「法人企業統計調査」の標本抽出方法
変更等の内容（詳細）

連絡先
財務省財務総合政策研究所
調査統計部
TEL03-3581-4111
(内線) 5499、5325

「法人企業統計調査」の標本抽出方法変更等の内容（詳細）

1. 標本抽出方法の変更点等

今回の変更等のポイントは以下のとおりです。

標本抽出方法に関するもの

- (1) 資本金1億円～10億円階層の標本抽出方法の変更（金融業、保険業以外の業種） <平成21年4～6月期調査から>
- (2) 資本金1千万円未満の資本金階層の集約（金融業、保険業以外の業種） <平成21年度年次別調査から>
- (3) ローテーション・サンプリング（半数ずつ標本替えを行う）手法の導入<半数の標本が継続するのは平成22年4～6月期調査から>

その他

- (4) 業種分類の改定
 - <四半期別調査：平成21年4～6月期調査（平成21年9月公表）から>
 - <年次別調査：平成21年度調査（平成22年9月公表）から>
- (5) その他 <平成21年4～6月期調査から>

2. 変更等の具体的内容

(1) 資本金1億円～10億円階層の標本抽出方法の変更

（金融業、保険業以外の業種）

<年次別調査・四半期別調査共通>

① 現状と検討事項

「法人企業統計調査」は標本調査であり、わが国の法人（母集団）から標本（調査対象となる法人）を抽出し、その標本の調査結果を基に、母集団全体の計数を推計しています。標本の抽出は、業種別・資本金別に階層を分けた上で行っています。

「金融業、保険業以外の業種」現行の抽出手法

- (1) 1億円未満：等確率系統抽出（注1）
- (2) 1億円～10億円：資本金による確率比例抽出（注2）
- (3) 10億円以上：全数調査

（注1）母集団から一定の社数間隔で抽出する手法

（注2）資本金を小さい順に並べ替えたうえで資本金を順次合計し、合計額が6億円の倍数に達したときの法人を抽出する手法。結果的に、6億円以上の法人は全数抽出されます。

（参考）平成20年度標本抽出時 法人数

	1億円未満	1～10億円	10億円以上
母集団法人数	2,740,195	30,952	5,798
標本法人数	31,626	11,703	5,798

これまで、「金融業、保険業以外の業種」の1億円～10億円階層の標本抽出は、資本金額が大きいほど選ばれやすくなっていました。しかしながら、(a)1億円～10億円階層の計数の変動が他の規模と比べ相対的に大きいこと、(b)これは、近年では資本金と売上高等との相関関係が弱くなっていることに起因していると思われることから、標本抽出方法を見直すこととしました。

② 変更の内容とその効果

このため、平成21年4～6月期調査から、5億円～10億円階層を全数調査の対象とし、1億円～5億円階層を等確率系統抽出に変更します（別添1のとおり）。これにより、1億円～10億円階層における母集団計数の推計精度の向上に資するものと考えています（「現行」と「変更後」との標準誤差（注3）の比較試算は別添2のとおり）。

（注3）標準誤差とは、例えば売上高について、標本調査の結果から母集団の値を推計した際に、その推計値の精度をあらわす計数。小さい方が精度が高い。

（2）資本金1千万円未満の資本金階層の集約

（金融業、保険業以外の業種）

＜年次別調査のみ＞

① 現状と検討事項

これまで、「金融業、保険業以外の業種」の資本金1千万円未満の資本金階層は、4階層に区分（注4）し、標本法人数を約7千社としていました。しかしながら、会社法（平成17年法律第86号）の施行により、株式会社及び有限会社の最低資本金の規定が撤廃されるなど、資本金1千万円未満を細分化して調査を行う必要性が乏しくなりました。

（注4）①2百万円未満（標本法人数約2千社）
②2百万円以上3百万円未満（標本法人数約1千社）
③3百万円以上5百万円未満（標本法人数約2千社）
④5百万円以上1千万円未満（標本法人数約2千社）

② 変更の内容とその効果

このため、平成21年度調査から、「資本金1千万円未満」の1階層に集約し、標本法人数を約4千社とします。これにより、1千万円未満階層における母集団計数の推計精度の向上に資するものと考えています（「現行」と「変更後」との標準誤差の比較試算は別添3のとおり）。

(3) ローテーション・サンプリング手法の導入

<年次別調査・四半期別調査共通>

① 現状と検討事項

これまで、「金融業、保険業以外の業種」の10億円未満の階層では、毎年4月に全ての標本の入れ替え（サンプル替え）を行い、抽出された標本法人は1年間、調査対象としてきました。今般、1－3月期と4－6月期の調査結果をより円滑に接続させるよう、標本の入れ替え方法を見直すこととしました。

② 変更の内容とその効果

このため、平成21年4－6月期調査から、ローテーション・サンプリング手法を導入します。具体的には、毎年4月に、業種別・資本金別の各階層に割り当てられた標本法人数の半数を入れ替えし、一度抽出した法人は2年間継続して調査することとします（イメージは別添4のとおり）。

従って、平成21年4－6月期の標本法人の半数が平成22年度も調査対象となり、22年度から新規標本が加わっていく形になります。

これにより、標本の入れ替えに伴う1－3月期と4－6月期の間の計数の変動が小さくなり、前期比及び前年同期比の安定に資するものと考えています。

また、ローテーション・サンプリング手法の導入に伴い、「金融業、保険業以外の業種」における資本金1億円～5億円階層については、母集団推計の精緻化のため、平成22年4－6月期調査から、「新規参入法人」と「継続法人」を区分して、標本抽出及び母集団推計を行うこととします。

(4) 業種分類の改定

(金融業、保険業以外の業種)

<年次別調査・四半期別調査共通>

本調査は「日本標準産業分類」を基に業種分類を行っています。

平成20年4月1日から改定「日本標準産業分類」（平成19年11月6日総務省告示第618号）が施行されたことから、本調査の業種分類についてもこれに準拠して、四半期別調査では平成21年4－6月期調査（平成21年9月公表）から、年次別調査では平成21年度調査（平成22年9月公表）から改定することとします。

※ 新旧業種分類の対比については別添5-1、5-2をご覧ください。

平成21年4-6月期調査の報道発表資料のイメージについては、別添5-3をご覧ください。

財務省ホームページ「時系列データ検索メニュー」における新旧業種分類の接続については、別添5-4をご覧ください。

(5) その他

(金融業、保険業以外の業種)

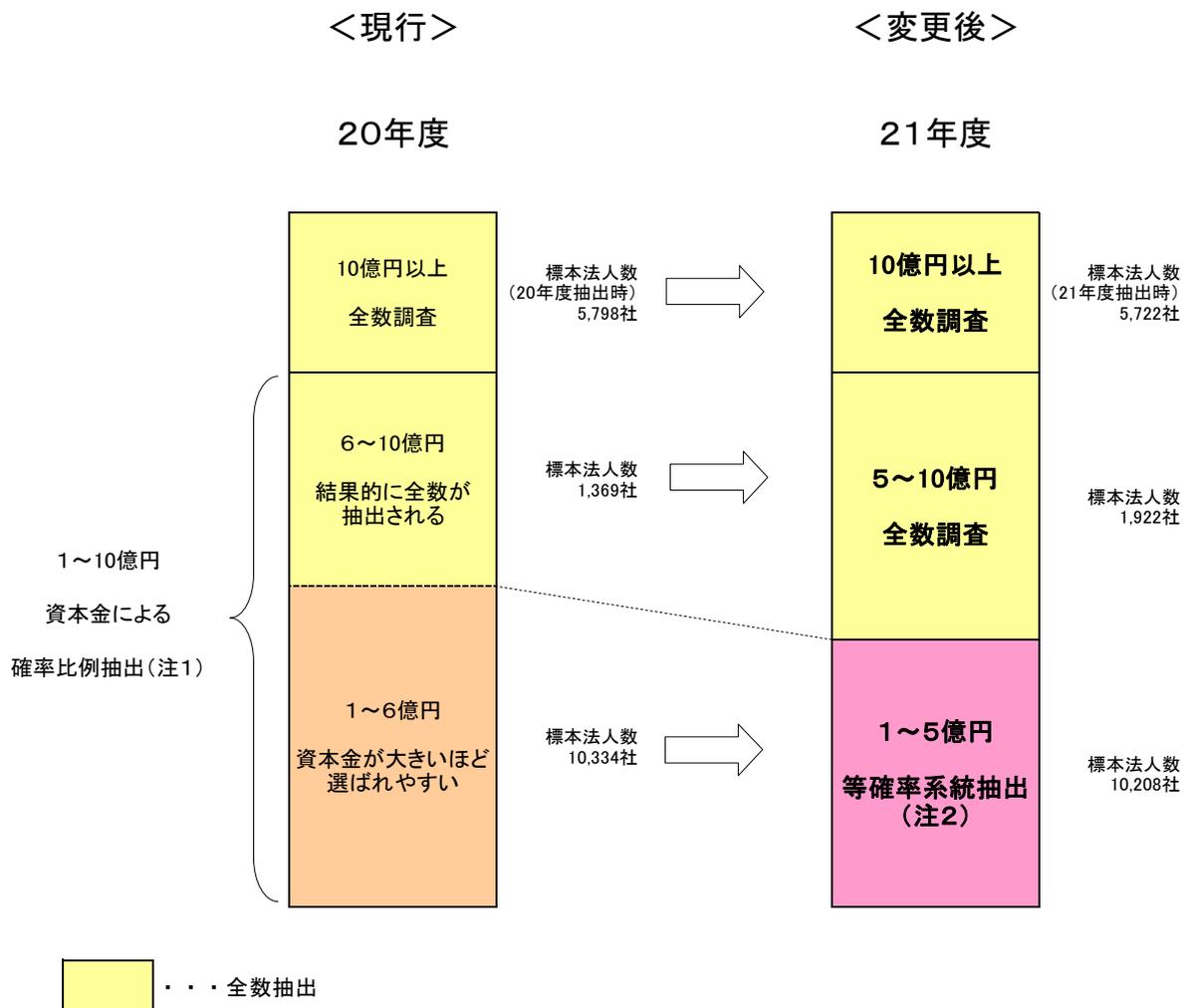
<年次別調査・四半期別調査共通>

本調査はわが国全体の企業活動を把握することを目的としています。このため、標本法人が大都市に集中するのを避け全国に分散するよう、「金融業、保険業以外の業種」の資本金1億円未満の階層では、「大都市地域」と「その他の地域」で、標本法人の抽出率を変更しています。

母集団推計については、従来は両者を合算した上で推計を行っていましたが、母集団推計の精緻化のため、平成21年4-6月期調査から、「大都市地域」と「その他の地域」とを区分して、それぞれで母集団推計を行うこととします。

(以 上)

資本金1億円～10億円階層の標本抽出方法の変更 (金融業、保険業以外の業種)



(注1) 資本金による確率比例抽出・・・資本金を小さい順に並べたうえで資本金を順次合計し、合計額が

6億円の倍数に達したときの法人を抽出する手法。結果的に、6億円以上の法人は全数抽出されます。

(注2) 等確率系統抽出・・・一定の社数間隔で抽出する手法。

資本金1億円～10億円階層の標本抽出方法の
変更に係る「標準誤差」の比較試算
(金融業、保険業以外の業種)

1. 現行の標本抽出方法

これまで、「金融業、保険業以外の業種」の標本抽出は、資本金1億円未満階層は等確率系統抽出(注1)としていました。一方、1億円～10億円階層は資本金による確率比例抽出(注2)としており、資本金額が大きいほど選ばれやすくなりました。

(注1) 母集団から一定の社数間隔で抽出する手法。母集団計数を推計する際は、

$$\text{推計値} = \frac{\text{集計値}}{\text{集計法人数}} \times \text{母集団法人数} \text{ としています。}$$

(注2) 資本金を小さい順に並べ替えたうえで資本金を順次合計し、合計額が6億円の倍数に達したときの法人を抽出する手法。結果的に、6億円以上の法人は全数抽出されます。

母集団計数を推計する際は、

$$\text{推計値} = \frac{\text{集計項目の対資本金比率の合計}}{\text{集計法人数}} \times \frac{\text{母集団法人の資本金累計額}}{\text{母集団法人数}} \text{ としています。}$$

2. 標本抽出方法の変更に係る「標準誤差」の比較

しかしながら、①1億円～10億円階層の計数の変動が、他の規模と比べ相対的に大きいこと、②これは、近年では経済構造の変化に伴い、資本金と売上高等との相関関係が弱くなっていることに起因していると思われることから、標本抽出方法を見直すこととしました。

このため、1億円～5億円階層(注3)の過去の調査結果を用いて、「現行の標本抽出方法による標準誤差」と、「仮に等確率系統抽出を行ったという想定の下で試算した標準誤差」との比較を行いました。

(注3) 会社法では、資本金5億円以上の会社を大会社としています。

$\frac{\text{変更後の標準誤差 (注4)}}{\text{現行の標準誤差 (注5)}}$
--

(注4) 変更後の標準誤差・・・現行サンプルをもとに、仮に等確率系統抽出を行ったという想定の下で試算した標準誤差

(注5) 現行の標準誤差・・・資本金による確率比例抽出を行った場合の標準誤差

上記の値が1を下回る場合には、標本抽出方法の変更後の方が、標準誤差が小さくなることを表します。

過去10年間について比較した結果は次図のとおりであり、いずれも1を下回る結果となっております。

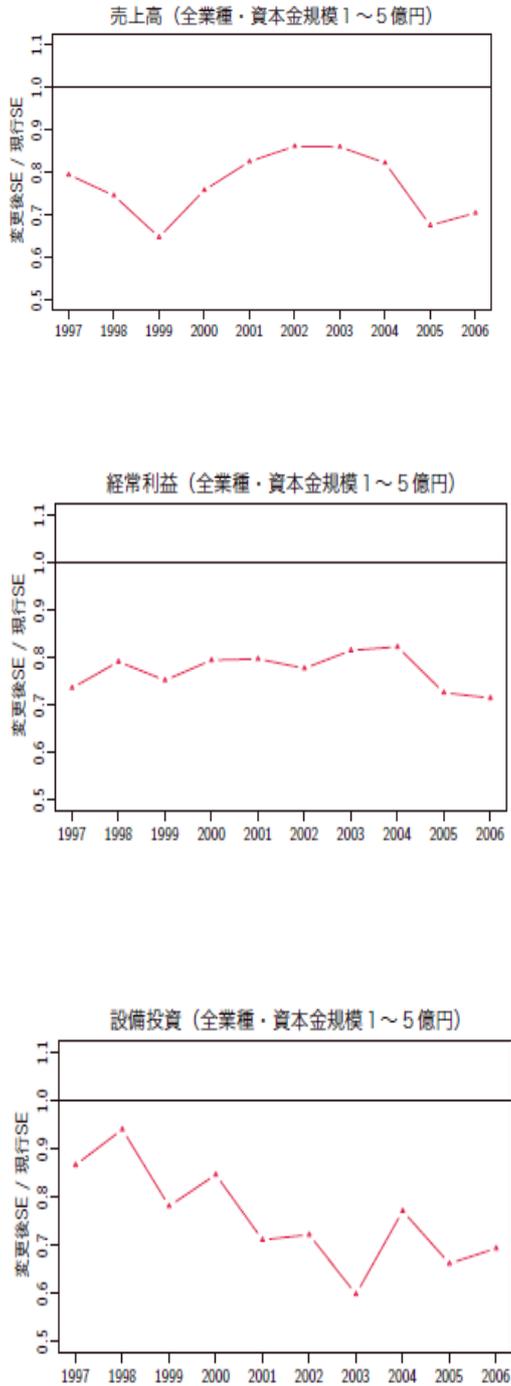
このことから、標本抽出方法の変更後の方が標準誤差が小さくなり、母集団計数の推計精度の向上に資するものと考えています。

3. 変更後の標本抽出方法

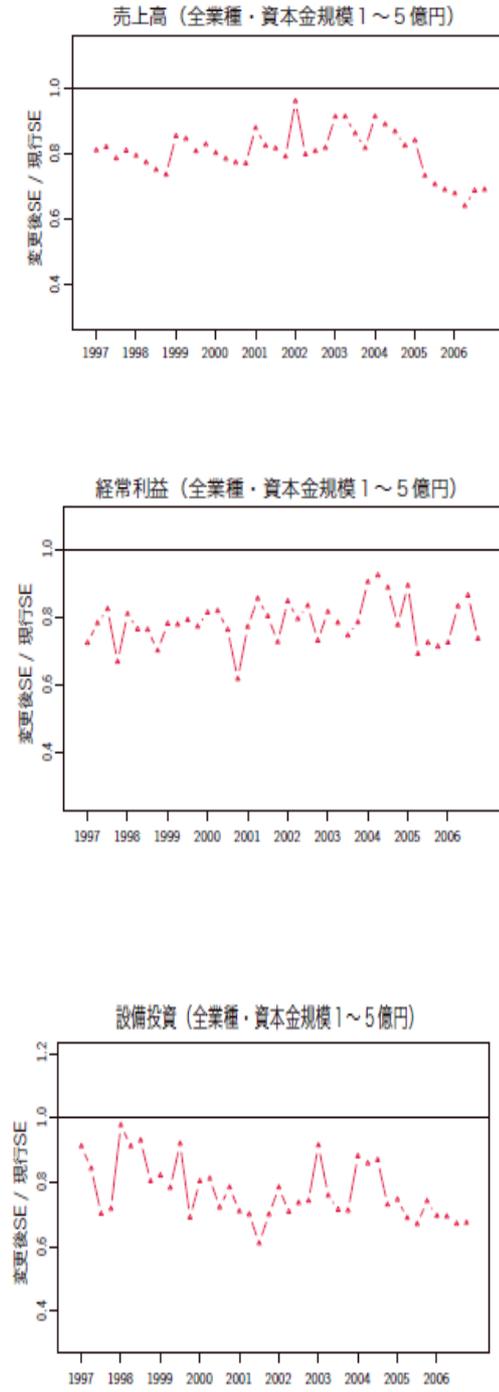
これを受け、平成21年4～6月期調査から、5億円～10億円階層を全数調査の対象とし、1億円～5億円階層を等確率系統抽出に変更します。

抽出方法変更前と変更後との「標準誤差（SE）」の比較試算結果
 （金融業、保険業以外の業種）

年次別調査



四半期別調査



年次別調査における資本金1千万円未満の
資本金階層の集約に係る「標準誤差」の比較試算
(金融業、保険業以外の業種)

1. 現行の資本金階層

これまで、「金融業、保険業以外の業種」の資本金1千万円未満の資本金階層は、4階層に区分(注1)し、標本法人数を約7千社としていました。

- (注1) ① 2百万円未満(標本法人数約2千社)
② 2百万円以上3百万円未満(標本法人数約1千社)
③ 3百万円以上5百万円未満(標本法人数約2千社)
④ 5百万円以上1千万円未満(標本法人数約2千社)

2. 資本金階層の集約に係る「標準誤差」の比較

しかしながら、会社法(平成17年法律第86号)の施行により、株式会社及び有限会社の最低資本金の規定が撤廃されるなど、資本金1千万円未満を細分化して調査を行う必要性が乏しくなりました。

このため、「現行の資本金階層(4階層、標本法人数約7千社)による標準誤差」と、「仮に資本金階層を集約(標本法人数約4千社)したという想定の下で試算した標準誤差」との比較を行いました。

$\text{変更後の標準誤差 (注2)} \div \text{現行の標準誤差 (注3)}$

(注2) 変更後の標準誤差・・・現行サンプルをもとに、仮に資本金階層を集約(標本法人数約4千社)したという想定の下で試算した標準誤差

抽出方法は等確率系統抽出(一定の社数間隔で抽出する手法)

(注3) 現行の標準誤差・・・現行の資本金階層(4階層、標本法人数約7千社)による標準誤差
抽出方法は等確率系統抽出

上記の値が1を下回る場合には、資本金階層の集約後の方が、標準誤差が小さくなることを表します。

過去10年間について比較した結果は次図のとおりであり、近年ではいずれも1を下回る結果となっております。

このことから、資本金階層の集約後の方が標準誤差が小さくなり、母集団計数の推計精度の向上に資するものと考えています。

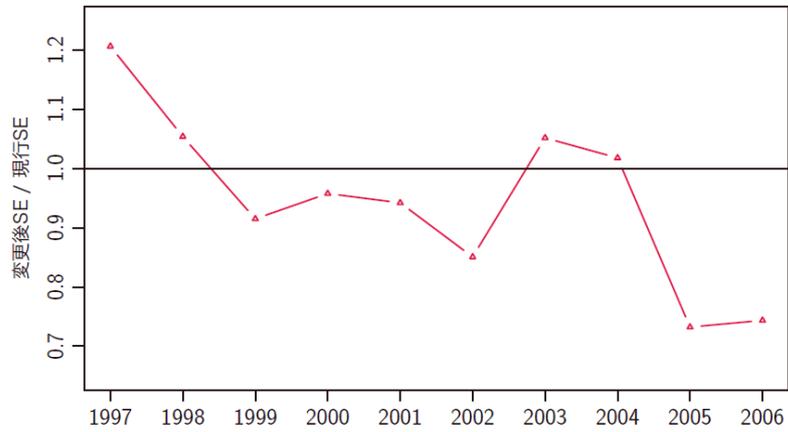
3. 変更後の標本抽出方法

これを受け、平成21年度年次別調査から、資本金1千万円未満の資本金階層を1階層に集約し、標本法人数を約4千社とします。

抽出方法変更前と変更後との「標準誤差（SE）」の比較試算結果
（金融業、保険業以外の業種）

年次別調査

売上高（全業種・資本金規模1千万円未満）



経常利益（全業種・資本金規模1千万円未満）

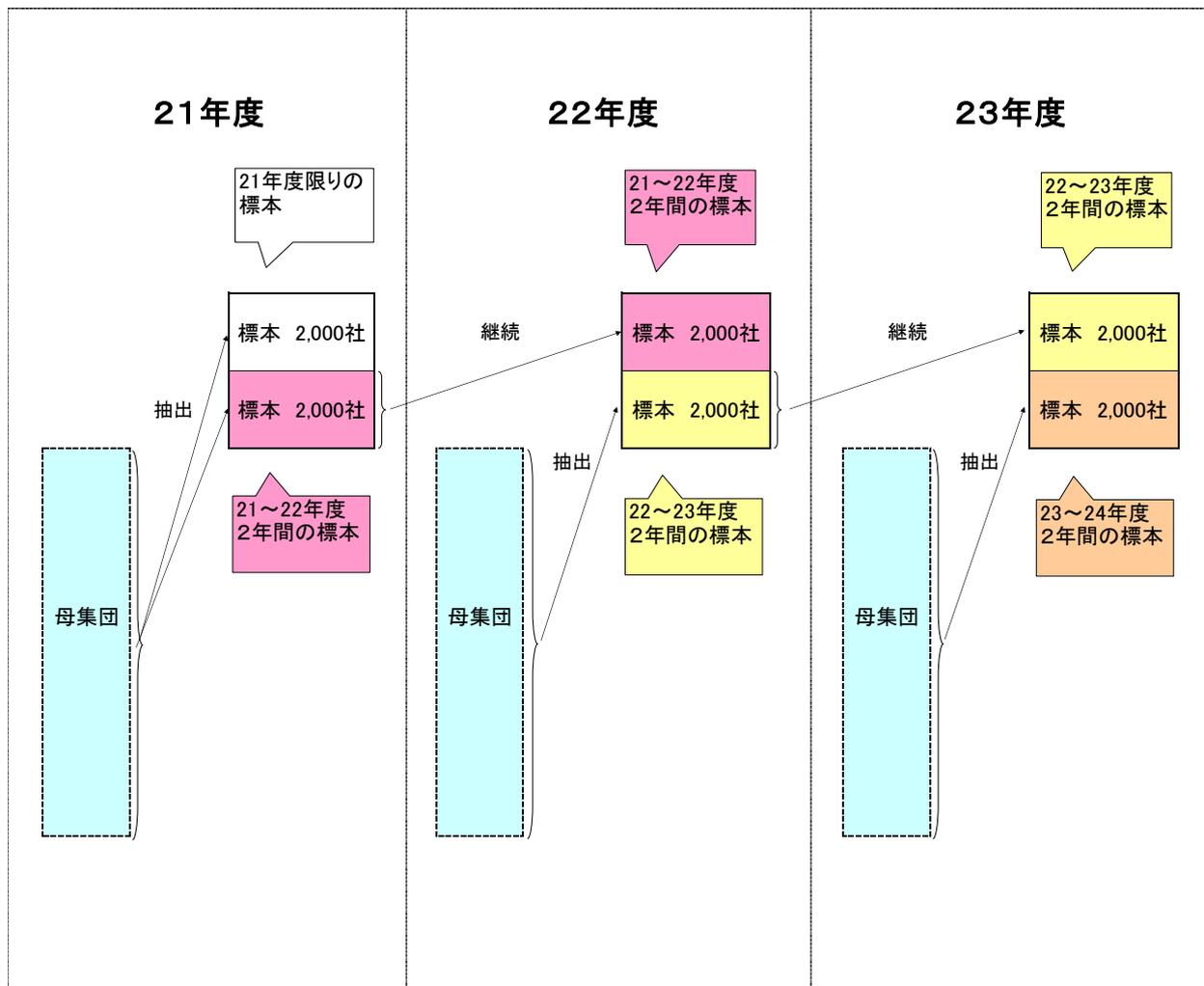


設備投資（全業種・資本金規模1千万円未満）



ローテーション・サンプリング手法のイメージ

(例) 資本金1億円未満 標本数4千社 の場合



「法人企業統計調査」の業種分類の見直し(概要)

(金融業、保険業以外の業種)

→ 主な変更点

〈現行〉

表章業種: 43業種
表章区分: 52区分(全産業、製造業、非製造業
などの集約区分を含む)

全産業	
製造業	
食料品製造業	
繊維工業	
衣服・その他の繊維製品製造業	
木材・木製品製造業	
パルプ・紙・紙加工品製造業	
印刷・同関連業	
化学工業	
石油製品・石炭製品製造業	
窯業・土石製品製造業	
鉄鋼業	
非鉄金属製造業	
金属製品製造業	
一般機械器具製造業	
電気機械器具製造業	
情報通信機械器具製造業	
輸送用機械器具製造業	
自動車・同附属品製造業	
その他の輸送用機械器具製造業	
精密機械器具製造業	
その他の製造業	
非製造業	
農林水産業	
農業	
林業	
漁業	
鉱業	
建設業	
電気業	
ガス・熱供給・水道業	
情報通信業	
運輸業	
陸運業	
水運業	
その他の運輸業	
卸売・小売業	
卸売業	
小売業	
不動産業	
飲食店	
宿泊業	
サービス業	
生活関連サービス業	
娯楽業	
物品賃貸業	
リース業	
その他の物品賃貸業	
広告・その他の事業サービス	
医療、福祉	
教育、学習支援業	
その他のサービス業	

〈改定後〉

表章業種: 45業種
表章区分: 58区分(全産業、製造業、非製造業
などの集約区分を含む)

全産業	
製造業	
食料品製造業	
繊維工業	
木材・木製品製造業	
パルプ・紙・紙加工品製造業	
印刷・同関連業	
化学工業	
石油製品・石炭製品製造業	
窯業・土石製品製造業	
鉄鋼業	
非鉄金属製造業	
金属製品製造業	
はん用機械器具製造業	
生産用機械器具製造業	
業務用機械器具製造業	
電気機械器具製造業	
情報通信機械器具製造業	
輸送用機械器具製造業	
自動車・同附属品製造業	
その他の輸送用機械器具製造業	
その他の製造業	
非製造業	
農林水産業	
農業、林業	
漁業	
鉱業、採石業、砂利採取業	
建設業	
電気業	
ガス・熱供給・水道業	
情報通信業	
運輸業、郵便業	
陸運業	
水運業	
その他の運輸業	
卸売業、小売業	
卸売業	
小売業	
不動産業、物品賃貸業	
不動産業	
物品賃貸業	
リース業	
その他の物品賃貸業	
サービス業	
宿泊業、飲食サービス業	
宿泊業	
飲食サービス業	
生活関連サービス業、娯楽業	
生活関連サービス業	
娯楽業	
学術研究、専門・技術サービス業	
広告業	
純粋持株会社	
その他の学術研究、専門・技術サービス業	
医療、福祉業	
教育、学習支援業	
職業紹介・労働者派遣業	
その他のサービス業	

※「金融業、保険業」については、改定はありません(改訂「日本標準産業分類」に対応済)。

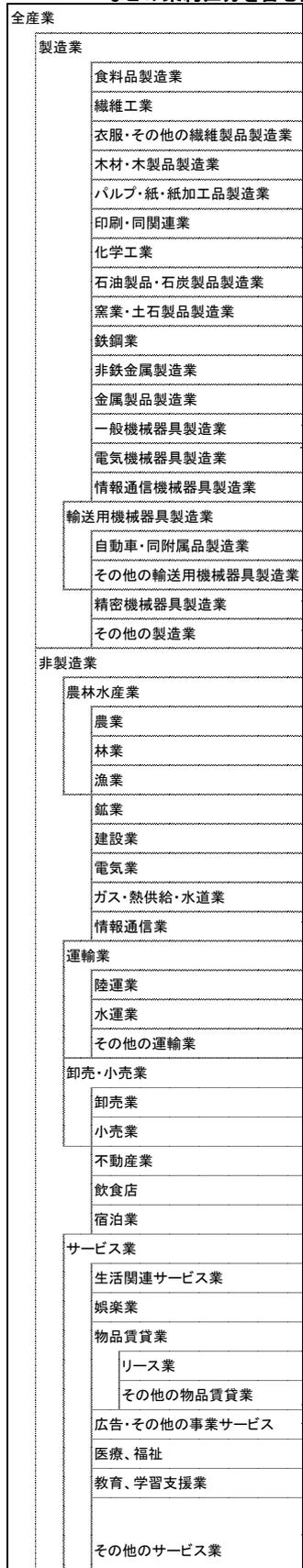
「法人企業統計調査」の業種分類の見直し(詳細)

(金融業、保険業以外の業種)

..... 一部移行
—— 統合、分割

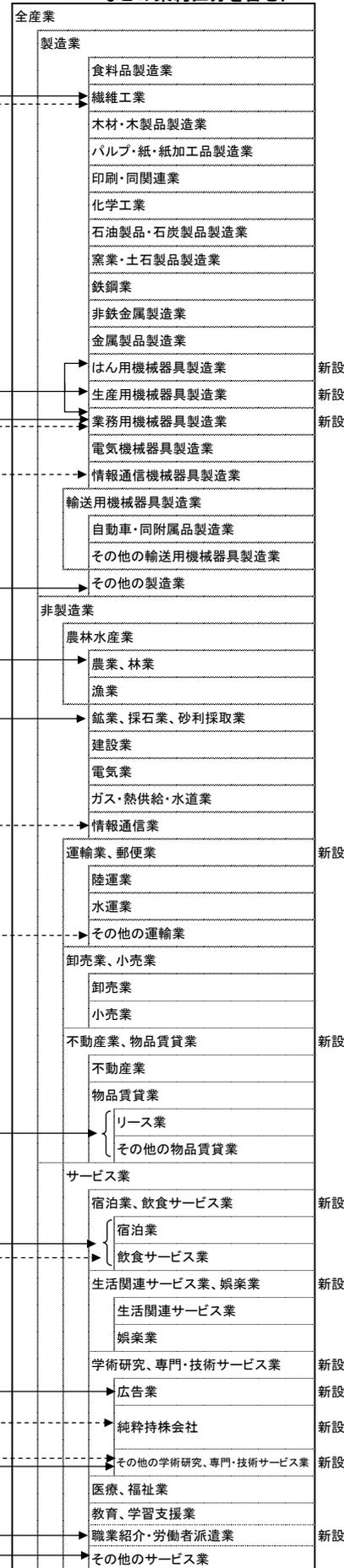
〈現行〉

表章業種: 43業種
表章区分: 52区分(全産業、製造業、非製造業
などの集約区分を含む)



〈改定後〉

表章業種: 45業種
表章区分: 58区分(全産業、製造業、非製造業
などの集約区分を含む)



※「金融業、保険業」については、改定はありません(改訂「日本標準産業分類」に対応済)。

「法人企業統計調査」 具体的な移行業種例

注1. 「 」書きで記載されたものは、「法人企業統計調査」の業種分類を示す。

注2. 〈 〉書きで4桁の数字を付したものは、「日本標準産業分類」(平成19年11月6日総務省告示第618号)における細分類番号を示す。

1. 「繊維工業」

旧業種分類の「繊維工業」、「衣服・その他の繊維製品製造業」及び「化学工業」の一部(化学繊維製造業〈1112〉)を「繊維工業」に再編。

2. 「はん用機械器具製造業」、「生産用機械器具製造業」及び「業務用機械器具製造業」

旧業種分類の「一般機械器具製造業」及び「精密機械器具製造業」の一部を「はん用機械器具製造業」、「生産用機械器具製造業」及び「業務用機械器具製造業」に再編。「精密機械器具製造業」の一部及び「その他の製造業」を「その他の製造業」に再編。

<例>

- ・ 旧「一般機械器具製造業」 → 新「はん用機械器具製造業」
移行業種例
ボイラ製造業〈2511〉、エレベータ・エスカレータ製造業〈2532〉
- ・ 旧「一般機械器具製造業」 → 新「生産用機械器具製造業」
移行業種例
農業用機械製造業〈2611〉、食品機械・同装置製造業〈2641〉
- ・ 旧「一般機械器具製造業」 → 新「業務用機械器具製造業」
移行業種例
複写機製造業〈2711〉、娯楽用機械製造業〈2722〉
- ・ 旧「精密機械器具製造業」 → 新「業務用機械器具製造業」
移行業種例
医療用機械器具製造業〈2741〉、顕微鏡・望遠鏡等製造業〈2751〉
- ・ 旧「精密機械器具製造業」 → 新「その他の製造業」
移行業種例
時計・同部分品製造業〈3231〉、眼鏡製造業(枠を含む)〈3297〉

3. 「農業、林業」

旧業種分類の「農業」及び「林業」を、「農業、林業」に再編。

4. 「鉱業、採石業、砂利採取業」

旧業種分類の「鉱業」を「鉱業、採石業、砂利採取業」に名称変更。

5. 「その他の運輸業」

旧業種分類の「その他の運輸業」及び「情報通信業」の一部（郵便業（信書便事業を含む）〈4911〉）を「その他の運輸業」に再編。

これに合わせ、旧業種分類の「運輸業」（集約業種）を「運輸業、郵便業」に変更。

6. 「リース業」、「その他の物品賃貸業」

「リース業」及び「その他の物品賃貸業」を「サービス業」（集約業種）に含めないこととした。

7. 「飲食サービス業」、「宿泊業」

旧業種分類の「飲食店」及び「小売業」の一部（持ち帰り飲食サービス業〈7711〉、配達飲食サービス業〈7721〉）を「飲食サービス業」に再編。

また、「宿泊業」及び「飲食サービス業」を「サービス業」（集約業種）に含めることとした。

8. 「広告業」、「その他の学術研究、専門・技術サービス業」及び「その他のサービス業」

旧業種分類の「広告・その他の事業サービス業」（「職業紹介・労働者派遣業」を除く）及び「その他のサービス業」（「純粹持株会社」を除く）を「広告業」、「その他の学術研究、専門・技術サービス業」及び「その他のサービス業」に再編。

<例>

- ・ **旧**「広告・その他の事業サービス業」→ **新**「広告業」

移行業種例

広告業〈7311〉

- ・ **旧**「広告・その他の事業サービス業」→ **新**「その他の学術研究、専門・技術サービス業」

移行業種例

商品検査業〈7441〉

- ・ ⑩「広告・その他の事業サービス業」→⑨「その他のサービス業」
移行業種例
 速記・ワープロ入力業〈9211〉、警備業〈9231〉
- ・ ⑩「その他のサービス業」→⑨「その他の学術研究、専門・技術サービス業」
移行業種例
 法律事務所〈7211〉、経営コンサルタント業〈7281〉
- ・ ⑩「その他のサービス業」→⑨「その他のサービス業」
移行業種例
 産業廃棄物処分業〈8822〉、自動車一般整備業〈8911〉

9. 「純粋持株会社」

旧業種分類の「その他のサービス業」から「純粋持株会社」を独立。

10. 「職業紹介・労働者派遣業」

旧業種分類の「広告・その他の事業サービス業」から「職業紹介・労働者派遣業」を独立。

上記のほか、日本標準産業分類で新たに大分類とされた以下の業種については、本調査においても以下のとおり表章する。

- 「不動産業、物品賃貸業」
 - ・・・「不動産業」、「リース業」及び「その他の物品賃貸業」を合算。
- 「宿泊業、飲食サービス業」
 - ・・・「宿泊業」及び「飲食サービス業」を合算。
- 「生活関連サービス業、娯楽業」
 - ・・・「生活関連サービス業」及び「娯楽業」を合算。
- 「学術研究、専門・技術サービス業」
 - ・・・「広告業」、「純粋持株会社」及び「その他の学術研究、専門・技術サービス業」を合算。

平成21年4-6月期調査の報道発表資料のイメージ

(数字は仮置きのもの)

第1表 売上高の推移

(単位: 億円、%)

区 分	平成20				21					
	4~6	増加率	7~9	増加率	10~12	増加率	1~3	増加率	4~6	増加率
全 産 業	999,999	△ 9.9	999,999	△ 9.9	999,999	△ 9.9	999,999	△ 9.9	999,999	△ 9.9
製 造 業	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9
食 料 品	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9
化 学	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9
石 油・石 炭	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9
鉄 鋼 業	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9
金 属 製 品	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9
a はん用機械	-	-	-	-	-	-	-	-	999,999	-
b 生産用機械	-	-	-	-	-	-	-	-	999,999	-
c 業務用機械	-	-	-	-	-	-	-	-	999,999	-
[a + b + c]	-	-	-	-	-	-	-	-	[999,999]	[9.9]
d 一般機械	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9	-	-
e 精密機械	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9	-	-
[d + e]	[999,999]	[9.9]	[999,999]	[9.9]	[999,999]	[9.9]	[999,999]	[9.9]	-	-
電 気 機 械	999,999	△ 9.9	999,999	△ 9.9	999,999	△ 9.9	999,999	△ 9.9	999,999	△ 9.9
情 報 通 信 機 械	999,999	△ 9.9	999,999	△ 9.9	999,999	△ 9.9	999,999	△ 9.9	999,999	△ 9.9
輸 送 用 機 械	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9
非 製 造 業	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9
建 設 業	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9
卸 売 業、小 売 業	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9
不 動 産 業	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9
物 品 賃 貸 業	(999,999)	(9.9)	(999,999)	(9.9)	(999,999)	(9.9)	(999,999)	(9.9)	999,999	9.9
情 報 通 信 業	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9
運 輸 業、郵 便 業	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9
電 気 業	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9
サ ー ビ ス 業	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9
資 本 金 別										
10 億 円 以 上	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9
1 億 円 ～ 10 億 円	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9
1,000 万 円 ～ 1 億 円	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9	999,999	9.9

(注) 1. 増加率は対前年同期増加率である。

2. 全産業及び非製造業には金融業、保険業は含まれていない。

3. 平成21年4-6月期調査から業種分類を改定している。

①旧分類の「一般機械」と「精密機械」の一部を「はん用機械」、「生産用機械」、「業務用機械」に再編した。

このため、再編後の3業種は、前年同期との比較が不可能である。上表では参考までに、[再編後の3業種の合計(a+b+c)]の増加率の欄に、[再編前の2業種の合計(d+e)]と比較した対前年同期増加率を掲載している。

②サービス業については、平成21年1-3月期調査以前は「物品賃貸業」が含まれているが、「宿泊、飲食サービス業」は含まれていない。

平成21年4-6月期調査以降は、「物品賃貸業」は含まれていないが、「宿泊、飲食サービス業」が含まれている。

※ 財務省財務総合政策研究所ホームページの「時系列データ検索メニュー」(<http://www.fabnet2.mof.go.jp/fsc/index.htm>)では、

新分類「生産用機械」の平成21年1-3月期調査以前の計数は、旧分類「一般機械」の計数を接続させております。

同様に、新分類「業務用機械」の平成21年1-3月期調査以前の計数は、旧分類「精密機械」の計数を接続させております。

ご利用頂く際にはご留意下さい(詳細は別添5-4のとおり)。

「法人企業統計調査」新旧業種分類の接続について

新業種分類の適用は、

- ・ 四半期別調査・・・平成21年4-6月期調査（平成21年9月公表）から
- ・ 年次別調査・・・平成21年度調査（平成22年9月公表）から

とします。

財務省財務総合政策研究所ホームページの「時系列データ検索メニュー」
(<http://www.fabnet2.mof.go.jp/fsc/index.htm>) をご利用頂く際には、以下の点にご留意下さい。

1. 平成20年度調査以前（注1のとおり。以下同じ。）の計数について、新業種分類での再計算は行いません。

〔（注1） 四半期別調査・・・平成21年1-3月期調査以前
年次別調査・・・平成20年度調査以前〕

また、平成21年度調査以後（注2のとおり。以下同じ。）の計数について、旧業種分類での計算は行いません。

〔（注2） 四半期別調査・・・平成21年4-6月期調査以後
年次別調査・・・平成21年度調査以後〕

2. 「時系列データ検索メニュー」では、最新の業種分類での表示しか行えません。このため、新旧業種分類の計数の表示については、次表のとおりとします。

- (1) 次表のうち「オレンジ色」の業種

今回の業種改定により「新設」された業種であり、計数を検索した場合、平成21年度調査以後の計数のみ表示されます。

- (2) 次表のうち「黄色」の業種

再編された業種については、次表のとおり新旧業種を接続させております。

例えば、「（旧）一般機械器具製造業」の平成20年度調査以前の計数を検索したい場合は、「生産用機械器具製造業」で検索して下さい。

この場合、

- ・ 平成20年度調査以前・・・「（旧）一般機械器具製造業」の計数
- ・ 平成21年度調査以後・・・「生産用機械器具製造業」の計数が表示されます。

- (3) 次表のうち「灰色」の業種

新業種分類で統合された業種であり、(2)のような接続ができないことから、「時系列データ検索メニュー」上では、旧業種分類の名称で、平成20年度調査以前の計数をそのまま残しております。

「法人企業統計調査」新旧業種分類の接続について

〈現行〉

表章業種：43業種
表章区分：52区分(全産業、製造業、非製造業
などの集約区分を含む)

〈改定後〉

表章業種：45業種
表章区分：58区分(全産業、製造業、非製造業
などの集約区分を含む)

